

地方独立行政法人栃木県立岡本台病院中期目標

## 前文

栃木県立岡本台病院（以下「岡本台病院」という。）は、これまで精神科緊急及び救急医療や医療観察法医療、アルコール・薬物依存症に係る専門医療を提供するなど、精神疾患に係る高度で専門的な医療を担う地域精神医療の基幹病院として重要な役割を果たしてきた。

一方、近年は、更なる高齢化の進展、自然災害の頻発・激甚化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの社会環境の変化に加え、入院医療から地域生活への移行、医療従事者の働き方改革を始めとする国の医療提供体制改革への対応など、精神医療を取り巻く環境は大きな変化に直面している。

こうした状況の中で、岡本台病院は、将来にわたり、精神疾患に係る高度で専門的な医療を安定的に県民に提供するとともに、持続可能な経営基盤を確立することが求められている。

このため、今後とも県立病院としての公的使命を果たしながら、医療環境の変化に迅速に対応するとともに、経営の健全化を図るため、柔軟で弾力的な病院運営が可能となる地方独立行政法人を設立することとした。

この中期目標は、医療サービスの向上、医療従事者の確保と育成、地域の医療機関等との連携、業務運営の改善や効率化など、岡本台病院が達成すべき業務運営の目標や方向性を示すものである。

岡本台病院においては、地方独立行政法人制度の特長である自律性、機動性、透明性を十分に活かして柔軟で弾力的な病院運営を行うことにより、質の高い地域精神医療を安定的に提供するとともに、県内における医療水準の向上に努めるなど、本県の精神医療の健全な発展に貢献することを強く求めるものである。

## 第1 中期目標の期間

令和4（2022）年4月1日から令和9（2027）年3月31日までの5年間とすること。

## 第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

地域精神医療の基幹病院として、県民の医療ニーズを踏まえて、高度で専門的な医療など質の高い医療を提供すること。

また、患者が安心して医療を受けられるよう、医療の安全を確保するとともに、患者・県民の視点に立った医療サービスを提供するほか、人材の確保と育成に取り組むこと。

さらに、県全体の精神医療水準の向上や精神障害者の地域生活の支援を図るため、地域連携を推進するとともに、地域精神医療・福祉に貢献すること。

### 1 質の高い医療の提供

#### (1) 高度で専門的な医療の提供

精神科緊急及び救急医療や医療観察法医療、アルコール・薬物等の物質使用障害やギャンブル等の行動<sup>しへき</sup>嗜癖を含む依存症を始めとする多様な精神疾患に対応した専門医療の提供など、県民が様々な病態に応じて必要な精神医療を受けられるよう、高度で専門的な医療を提供すること。

#### (2) 医療の質の向上に向けた取組の推進

多剤併用療法の見直しや難治性の統合失調症に対する効果的な治療の拡充など、医療の質の向上に向けた取組を積極的に推進すること。

#### (3) チーム医療の推進

多職種<sup>の</sup>医療従事者間で連携、協働し、それぞれの専門性を最大限に発揮できるよう、チーム医療を積極的に推進すること。

#### (4) 臨床研究の推進

各職種において臨床研究を積極的に推進し、本県における精神医療の質の向上に努めること。

## 2 安全で安心な医療の提供

### (1) 医療安全対策の推進

患者が安心して医療を受けられるよう、医療安全に関する情報の収集・共有化や医療事故の発生原因の分析等を行い事故防止の徹底を図るなど、医療安全対策を推進すること。

また、安全な医療を提供するため、医療機器、医薬品、施設内の安全管理を徹底すること。

### (2) 院内感染防止対策の強化

患者が安心して医療を受けられるとともに、職員が安心して働くことができるよう、院内感染防止対策を強化すること。特に、新型コロナウイルス感染症等の公衆衛生上重大な危機が生じる恐れのある感染症に対する取組を重点的に実施すること。

## 3 患者・県民の視点に立った医療の提供

### (1) 患者の人権を尊重した医療の提供

精神医療においては、患者の人権が侵害されないよう最大限の配慮を行う必要があることから、職員は患者の人権に十分配慮し、適切な対応を行うこと。

### (2) 患者及びその家族等への医療サービスの向上

患者及びその家族等の視点に立ち、必要な医療情報を分かりやすく説明し、インフォームド・コンセントを徹底するとともに、外来診療、調剤、会計などの待ち時間を短縮するなど、患者及びその家族等への医療サービスの向上を図ること。

### (3) 精神医療に関する情報の発信

県民の精神医療に対する理解を促進するため、ホームページ等を通じて岡本台病院が提供する医療サービスの内容を積極的に情報発信するなど、適切な情報提供を行うこと。

#### 4 人材の確保と育成

##### (1) 優れた医療従事者等の確保

県民から求められる役割を十分に果たせるよう、専門性を有する医療従事者や病院運営に精通した職員の確保に努めること。

##### (2) 研修体制の強化

高度で専門的な医療を提供するため、体系的な研修を行うとともに、職員の専門研修への参加促進や資格取得の支援など、研修体制の強化を図ること。

##### (3) 人事管理制度の構築

職員にとって働きがいのある病院となるよう、人材育成やモチベーションの向上に資する岡本台病院に適した人事管理制度の構築に努めること。

##### (4) 働きやすい職場環境づくり

職員が安心して働くことができ、心身ともに健康を維持できるよう、職場環境の改善やワーク・ライフ・バランスの推進に努めること。

#### 5 地域連携の推進

##### (1) 地域の医療機関等との連携強化

本県の精神科救急医療システムの円滑な運用のため、地域精神医療の基幹病院として求められる役割を果たせるよう、精神保健福祉センターや他の医療機関等との連携強化を図ること。

また、患者の状態に合わせた適時適切な医療サービスを提供できるよう、地域の医療機関との連携を強化すること。

さらに、患者及びその家族等に対する支援の充実や治療効果の向上を図るため、自助グループ等の民間団体や専門機関との協働を推進すること。

##### (2) 入院患者の地域移行・定着の促進

入院患者が地域の一員として安心して自分らしい生活を送ることが

できるよう、入院早期から効果的なリハビリテーションやケア会議の開催等による退院促進に取り組むとともに、地域保健福祉行政機関や地域生活支援を行う事業者との連携強化等により、再発予防と地域生活の定着を促進すること。

## 6 地域精神医療・福祉への貢献・協働

### (1) 地域精神保健福祉活動への協力

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、保健所による退院後支援などの地域精神保健福祉活動への協力や地域の関係機関等との協働を積極的に行うこと。

### (2) 地域の医療従事者育成への支援

専攻医・研修医を受け入れるほか、看護師養成機関が行う実習への講師派遣、地域医療機関等への精神医療に関する研修の開催など、地域の医療従事者育成のための支援を積極的に行うこと。

### (3) 行政その他関係機関等への助言・支援

県内の精神医療水準の向上に貢献できるよう、行政その他関係機関等からの要請に応じ、精神医療の専門的立場からの助言・支援を積極的に行うこと。

## 7 災害等への対応

### (1) 災害等への対策の強化

大規模災害や公衆衛生上重大な危機が生じた場合等に、患者や職員の安全を確保するとともに、病院機能を維持できるよう、実効性のあるBCP（業務継続計画）の策定や医薬品や食品等の適正な備蓄など、災害対策を強化すること。

また、災害等発生時においても本県の精神医療提供体制が維持できるよう、災害拠点精神科病院の指定に向けた体制整備について検討すること。

## (2) 災害等発生時における支援等

大規模災害や公衆衛生上重大な危機が生じた場合等に、県からの要請に基づき、D P A T (災害派遣精神医療チーム) や職員を派遣するなど、災害等発生時の支援活動に積極的に取り組むとともに、支援活動を想定した体制の強化に努めること。

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

地方独立行政法人として、自律的、機動的な経営が行えるよう、業務運営体制を確立するとともに、効果的で効率的な組織を整備すること。

また、職員の経営参画意識の向上を図り、職員が一体となって収入の確保及び費用の削減に取り組み、経営の改善を図ること。

#### 1 業務運営体制の確立

##### (1) 効率的で透明性の高い病院運営

質の高い医療を効率的に提供するため、実効性のある組織を整備するとともに、病院の運営状況等について積極的な情報発信に努め、効率的で透明性の高い病院運営を行うこと。

また、最適な職員構成を検討し、適切な職員配置に努めること。

##### (2) 経営参画意識の向上

職員全員が組織における価値観や中長期の経営の方向性を共有しながら、経営に対する責任感や使命感を持って積極的に経営に参画する組織文化を醸成すること。

#### 2 収入の確保及び費用の削減への取組

##### (1) 収入の確保対策

効率的な病床管理や診療報酬改定への迅速かつ適切な対応、未収金の発生防止と回収強化等により、収入の確保に努めること。

## (2) 費用の削減対策

経営状況を分析し、費用の適正化について検討を行うとともに、適正な在庫管理の徹底、職員全員のコスト意識改革等により、費用の削減に努めること。

## 第4 財務内容の改善に関する事項

県民が求める高度で専門的な医療を安定的に提供していくためには、健全な経営と医療の質の維持・向上の両立が重要であることから、中期目標期間中に経常収支の黒字化を目指すこと。

また、計画的な資金管理を行うことにより、経営基盤の安定化に努めること。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

### 1 施設のあり方の検討

施設の老朽化が進んでいることに加え、時代の変化に対応した医療サービスの提供に支障を来していることから、高度で専門的な医療の提供ができるよう、長期的な視点から今後担うべき診療機能にふさわしい施設のあり方を検討すること。

### 2 コンプライアンスの推進と適切な情報管理

県民に信頼され、県内の精神科医療機関の模範的役割を果たしていけるよう、引き続き法令や社会規範を遵守するとともに、適切な情報管理を行うこと。

また、これらを確保するために、更なる内部統制の充実に努めること。